

お知らせ

市政情報総合案内コールセンター

京都いつでもコール

8:00~21:00(年中無休)

661-3755

電子メール

FAX 661-5855

京都いつでもコール

※おかけ間違いにご注意ください。

検索

下京区役所

〒600-8588 下京区西洞院通塩小路上る ☎371-7101

相談

(無料、秘密厳守)

※いずれも区役所1階相談室

◆弁護士による法律相談(予約制)

日時 毎週水曜日(閉庁日を除く)
13:15~15:15

定員 6名

相談時間 1人20分程度

申込み 相談日の2日前から開始までに電話
または窓口で

☎ 地域力推進室まちづくり推進担当
(☎754-8769 平日の8:30~17:00)

◆行政書士による困りごと相談

日時 2月8日(木) 14:00~16:00

☎ 京都府行政書士会(☎692-2500)

◆行政相談委員による行政相談

日時 1月22日(月)13:30~15:00

☎ 総務省京都行政評価事務所(☎802-1140)

保健福祉

〈国民健康保険〉

◆介護保険適用除外施設に入退所されたときは
14日以内に届出を

市国民健康保険に加入している40~64歳の方
(介護保険第2号被保険者)が介護保険適用除外
施設に入所すると、介護保険の被保険者ではな
くなるため、入所中の介護分保険料は不要で
す。入退所の際は14日以内にお届けください。

☎ 保険年金課資格担当(☎371-7252)

税

◆2月と3月は「滞納整理強化期間」です

期間中、市税徴収を強化しています。

昼間や平日に不在の方へ、夜間・休日の納税
催告や指導を行い、納付に進展がない滞納者
には、財産の差し押さえを行います。

特別な事情により納付が困難な場合は、早急
にお問い合わせください。

☎ 下京税務センター(☎371-7199)

エコまちステーション

◆移動式拠点回収の実施について

「有害・危険ごみ」や「資源物」を回収します

実施日	時間	場所
2月10日 (土)	10:00~ 12:00	西新屋敷公園 (西新屋敷揚屋町38-2他)

回収品目など詳しい内容については、お問い合
わせください。

☎ 下京エコまちステーション(☎366-0186)
南部まち美化事務所(☎681-0456)

梅小路公園

〒600-8835 下京区観喜寺町56-3 ☎352-2500

※いずれも申込み不要

◆ウォーキング教室

日時 ①1月23日(火) ②2月6日(火)
どちらも9:30~(受付9:00~)

内容 ①セラバンドトレとウォーキング
②タオル体操とウォーキング

費用 12~3月(各8回)通し券500円、1回のみ
参加200円、同クール内2回目以降100円

集合場所 芝生広場 野外ステージ

◆梅小路プレイパーク~みんなで遊ぼう!~

日時 2月10日(土) 10:00~15:00

費用 無料 対象 小学生以下

場所 芝生広場

◆花とみどりの相談

日時 毎週水曜・土曜
10:00~12:00 13:00~16:00

内容 草花や樹木の育て方など、「みどり」に
ついで様々な疑問に専門家がお答えします。

費用 無料

場所 緑の館2階 花とみどりの相談所ブース

下京図書館

〒600-8449 下京区新町通松原下る ☎351-8196

◆お楽しみ会

※いずれも申し込み不要、費用無料

日時・内容

1月27日(土) 10:30~
絵本の読み聞かせと工作

2月15日(木) 11:00~
あかちゃん絵本の会

◆テーマ別図書の展示と貸し出し

場所 特設コーナー

2月9日(金)~28日(水)
「大切な人へ」

◆特別展示

場所 エレベーター前ホール

1月5日(金)~2月28日(水)
下京中学校書道展

※1月30日(火)~2月8日(木)を除く

移動図書館「こじか号」巡回 ☎801-4196

日時 2月19日(月) 10:00~10:40

場所 西大路小学校

下京老人福祉センター

〒600-8166 下京区花屋町通室町西入 ☎341-1730

◆ボール体験講座

エクササイズボールで楽しく運動しましょう!

日時 2月2日(金)

①13:30~14:30 ②14:40~15:40

場所 センター集会室

対象 市内在住の60歳以上の方

定員 各15名

申込み 1月24日(水)9:30から窓口で
(多数の場合は抽選します)

市・府民税、確定申告のご案内

☆市・府民税の申告

市税事務所または区役所の臨時窓口で受け付
けます。臨時窓口の期間は、2月1日(木)~3
月15日(木)(土・日・振休を除く)です。

期間中、給与所得者の還付申告や公的年金収
入のみの簡易な申告書も受け付けます。

対象 1月1日現在、市内在住で次の①または
②に該当する方

①平成29年中の所得金額が市・府民税の基礎控
除額、配偶者控除額、扶養控除額の合計額を
超える場合

②公的年金が主な収入で、確定申告は不要でも、
市・府民税の申告が必要な場合

※確定申告をされる方や所得が給与だけで、勤
務先から給与支払報告書が提出されている方
は申告不要

☎ 市税事務所市民税第4担当(☎746-5872)

☆所得税及び復興特別所得税の確定申告

下京税務署で2月16日(金)~3月15日(木)
(土・日を除く)9:00~16:00に申告書作成会場
が開設されます。

☆税理士による確定申告の相談(無料)

日時	場所
2月5日(月)~9日(金)、 13日(火)~15日(木) 9:30~15:00	京都府中小企業 会館(西大路五 条下る東側)
2月18日(日)、25日(日) 9:00~16:00	

※譲渡所得などの申告相談は対象外

申告書は、国税庁ウェブサイトでも作成可

☎ 下京税務署(音声ガイダンス☎351-9161)

☆確定申告及び市・府民税申告にかかる変更点

◆医療費控除の申告について

平成29年分から申告の際に、「医療費の領収
書」が不要となり、代わりに「医療費控除の明細
書」の添付が必要となりました。

※領収書は5年間保管する必要あり

※明細書の様式は、市または国税庁ウェブサ
イトからダウンロード可

◆医療費控除の特例の創設

「自主服薬」の推進のために創設されたこの特
例は、一定の条件があり、現行の医療費控除と
の併用はできません。また、申告の際には明細
書のほか、別途書類が必要です。

謎とき!下京 11月15日号の正解

「日本三代如来」に該当するのは、①嵯峨釈
迦堂(清凉寺)の釈迦如来でした。

当選の発表は、景品の発送をもって代えさせ
ていただきます



次回の
「謎とき!下京」は
2月15日号だモン!
お楽しみに!